

IV 救 助 の 概 要

1 救助体制

(1) 救助体制

県内の救助体制は、平成25年4月1日現在、消防法第36条の2の規定ならびに「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に定める基準に従い、救助活動に関する高度な専門教育を受けた隊員、救助活動に必要な資機材及びこれらの資機材を搭載した救助工作車等によって構成される救助隊を設置している消防本部は13消防本部、38市町村で、全市町村の97.4%に当たり、人口比では99.97%に当たる地域をカバーするに至っている。 (資料第34表参照)

救 助 隊 の 状 況

平成25年4月1日現在

救 助 隊 設 置 消 防 本 部 数	救 助 隊 設 置 市 町 村 数	人 口	左 の 比 率
13	38	1,384,167	99.97

(2) 救助隊数及び救助隊員数

救助隊は13消防本部に20隊設置されており、救助隊員は324人となっている。

(資料第34表参照)

救 助 隊 数 及 び 救 助 隊 員 数

平成25年4月1日現在

区 分	救 助 隊 数			救 助 隊 員 数		
	専 任	兼 任	計	専 任	兼 任	計
救 助 隊 (省令第3条を満たす救助隊)	6	15	21	79	264	343
うち特別救助隊 (省令第4条を満たす救助隊)	4	2	6	57	23	80

(3)救助隊が乗車する車両及び主な保有資機材

救助隊が乗車する車両としては、複雑多様化する各種災害、事故に迅速に対処することのできる資機材を搭載した救助工作車の整備が図られている。

また、救助隊の保有する資機材についても、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令に定める基準に従い、専門化した機械器具の整備が図られている。

(資料第34表、第37表参照)

救助活動に使用する車両の保有状況

平成25年4月1日現在

使用車両	救助工作車	はしご車	屈折はしご車	ポンプ車	水槽付ポンプ車	化学車	その他	計
車両台数	20	5	0	2	3	1	8	39

救助活動のための主な機械器具等の保有状況

平成25年4月1日現在

救助隊が装備するもの	三連はしご	救命索発射銃	油圧スプレッサー	油圧切断機	可搬ウィンチ	エンジンカッター	チェーンソー	ガス溶断機	可燃性ガス測定器	空気呼吸器
	65	24	22	22	47	65	76	20	46	446
特別救助隊が装備するもの	油圧ジャッキ	大型油圧スプレッサー	大型油圧切断機	削岩機	空気鋸	有毒ガス測定器	酸素濃度測定器	放射線測定器	送排風機	酸素呼吸器
	36	27	27	19	26	66	41	89	27	68

2 救助活動の実施状況

(1) 救助活動の状況

平成24年中における県内の救助活動の状況は、出動件数877件、活動件数511件、救助人員567人で、前年に比べ、出動件数で109件（14.2%）、活動件数で31件（6.5%）増加し、救助人員で16人（2.9%）増加した。

（資料第35表、第36表参照）

救助出動件数、活動件数及び救助人員

救助出動件数	対前年増加率	救助活動件数	対前年増加率	救助人員	対前年増加率
	877		14.2		511

(2) 事故種別救助活動の状況

平成24年中の事故種別の救助活動の状況は、出動件数では交通事故が34.0%と最も多く、続いて建物等、水難事故の順となっており、また活動件数でも交通事故が29.9%と最も多く、続いて建物等、水難事故の順となっている。

救助人員については、交通事故が34.6%と最も多く、救助活動1件当たり0.6人を救助しており、続いて建物等による事故の順となっている。

（資料第35表、第36表参照）

事故種別救助活動

	火災	交通事故	水難事故	自然災害	機械による事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	破裂事故	その他	合計
救助出動件数 (件)	26 (3.0)	298 (34.0)	50 (5.7)	1 (0.1)	25 (2.9)	127 (14.5)			350 (39.9)	877 (100.0)
救助活動件数 (件)	26 (5.1)	153 (29.9)	38 (7.4)		17 (3.3)	91 (17.8)			186 (36.4)	511 (100.0)
救助人員 (人)	12 (2.1)	187 (33.0)	45 (8.2)		21 (3.7)	88 (16.0)		2 (0.4)	165 (29.1)	567 (100.0)
救助活動1件当たりの救助人員	0.5	1.2	1.2		1.2	1.0			1.2	1.1